社会医療法人社団　堀ノ内病院

# 訪問看護ステーションみどり　運営規程

（事業目的）

第１条　この規程は、社会医療法人社団堀ノ内病院(以下「事業者」という。)が開設する訪問看護ステーションみどり(以下　「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業　(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた高齢者など(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な事業提供を目的とする。

（運営方針）

第２条　ステーションの看護職員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　訪問看護ステーションみどり

（２）所在地　埼玉県新座市堀ノ内２－９－３１

（職員の職種・員数及び職務内容）

第４条　ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人

管理者はステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）看護師等

看護職員　３人以上

理学療法士等　１人以上

看護師等は訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)を作成し、訪問看護の提供に当たる。

（３）事務職員　　１人以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日（振替休日を含む）、１２月３１日～１月３日までを除く。
（２）営業時間　　午前８時５０分から午後５時までとする。
（３）連絡体制　　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（事業の内容）
第６条　事業の内容は次のとおりとする。
（１）病状・障害の観察
（２）清拭・洗髪などによる清潔の保持
（３）食事及び排泄など日常生活の世話
（４）褥瘡の予防・処置
（５）リハビリテーション
（６）ターミナルケア
（７）認知症患者の看護
（８）療養生活や介護方法の指導
（９）カテーテル類、医療機器等の管理
（１０）その他医師の指示による医療処置

（利用料等）
第７条　訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
２　次条の通常の事業実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から往復２ｋｍ未満　１００円。
（２）以後１ｋｍを増すごとに５０円。
３　死後の処置料は、５０００円とする。
４　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は新座市、朝霞市、志木市、和光市、東京都練馬区(うち西大泉、大泉学園町に限る)、東京都東久留米市(うち　上の原、神宝町、浅間町、大門町、金山町、氷川台に限る)、東京都西東京市（うち　ひばりが丘北、栄町、北町、下保谷に限る)、東京都清瀬市（うち　上清戸、中清戸、下清戸、旭が丘に限る）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
２　看護職員等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）
第１０条　管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び

家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第１１条　ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　ステーションは前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第１２条　ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

２　ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年１回定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための従業者に対する研修を年１回定期的に実施 する。

（４）　上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

２ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等 利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合 は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第１４条　事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第１６条　事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６か月に１回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年１回以上実施する

（その他運営に関する留意事項）

第１７条　ステーションは従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、　また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　年１回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人社団堀ノ内病院理事長と訪問看護ステーションみどりの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は平成１２年４月１日から施行する。
この規程は平成１８年４月１日から施行する。
この規程は平成２２年６月１日から施行する。
この規程は平成２２年８月１日から施行する。
この規程は平成２６年４月１日から施行する。
この規程は平成２９年４月１日から施行する。
この規程は平成２９年１２月２５日から施行する。
この規程は平成３０年８月１日から施行する。
この規程は令和６年６月１日から施行する。